

## ○燕市総合計画審議会条例

平成18年9月29日

条例第192号

### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、燕市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
- (2) 関係公共的団体の役員及び職員
- (3) 識見を有する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画調整部企画政策課において処理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。